

○岡山県警察伝承官による伝承教養推進要綱の制定について(通達)
(平成20年2月20日岡教第81号/岡務第110号/岡生企第140号/岡地第58号/岡
刑企第62号/岡交企第56号/岡公第16号警察本部長例規)

改正 平成21年3月岡務第195号

平成22年6月岡教第425号

平成24年3月岡務第287号

平成28年1月4日岡教第3号、岡務第3号、
岡生企第1号、岡地第1号、岡刑企第1号、岡
交企第3号、岡公第1号

平成30年9月13日岡教第610号、岡務第653号、

岡生企第540号、岡地第389号、岡刑企第362号、

令和4年3月10日岡務第238号

岡交企第409号、岡公128号

令和5年12月4日岡教第875号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察教養講師による伝承教養推進要綱を制定し、本日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、岡山県警察生活安全・地域警察教養講師による伝承制度の試行実施について(通達)(平成18年2月6日岡生企第108号、岡地第35号)、岡山県警察刑事教養講師運用要綱の制定について(通達)(昭和62年12月18日岡捜一第1260号、岡捜二第1187号、岡鑑第939号例規)、岡山県警察交通教養講師による伝承制度の試行実施について(通達)(平成18年1月30日岡交企第21号)及び岡山県警察警備教養講師による伝承制度の試行実施について(通達)(平成18年3月16日岡公第25号)は、廃止する。

別添

岡山県警察伝承官による伝承教養推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、退職したベテラン警察職員を伝承官に委嘱してその積極的活用を図り、伝承官の豊富な知識・技能を後輩警察職員に伝承することにより、優れた後継者を育成するため、伝承官の推薦、委嘱、教養実施の手続その他運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 伝承官の選考基準

伝承官は、退職した警察職員のうち、人格及び識見ともに優れ、かつ、部門(警務、生活安全、地域、刑事、交通及び警備とする。)ごとに卓越した知識、経験、技能等を有する警部補以上の階級にあったもの又は同相当職以上の職にあったものとする。

第3 選考の手続

- 1 伝承官が保有する知識・技能に係る業務を担当する課(以下「業務担当課」という。)の長は、伝承官としてふさわしいと認める者(以下「候補者」という。)を、岡山県警察伝承官推薦書(様式第1号。以下「推薦書」という。)により、業務担当課を所管する部の長(以下「所管部長」という。)に対し推薦するものとする。
- 2 所管部長は、推薦のあった候補者が適格性を有すると認めるときは、警務部教養課長(以下「教養課長」という。)に推薦書を送付するものとする。
- 3 教養課長は、送付された推薦書を確認した上、候補者を警察本部長に上申するものとする。
- 4 警察本部長は、上申のあった候補者について、伝承官としての適格性を総合的に審査し決定するものとする。

第4 委嘱及び任期

- 1 伝承官の委嘱は、警察本部長が委嘱状(様式第2号)を交付して行うものとする。
- 2 伝承官の任期は3年とし、再任を妨げない。なお、伝承官に再任する場合は、改めて委嘱状を交付するものとする。
- 3 委嘱した伝承官については、岡山県警察伝承官名簿(様式第3号)を作成するものとする。
- 4 業務担当課の長は、伝承官から委嘱期間中に辞任の申出を受けたとき、伝承官としてふさわしくない事由が生じたと認められるときその他伝承官を継続しがたい事由が生じたと認められるときは、岡山県警察伝承官解嘱上申書(様式第4号)により、所管部長の承認を得た後に教養課長を経由して、警察本部長に解嘱を上申するものとする。
- 5 警察本部長は、4の規定による上申の内容を審査し、相当と認めるときは伝承官を解嘱するものとする。
- 6 警察本部長は、伝承官を解嘱するときは、解嘱通知書(様式第5号)を交付して行うものとする。

第5 教養対象

伝承官による教養対象は、次のとおりとする。

- (1) 県警察学校で行う課程及び専科
- (2) 警察本部又は警察署で開催する研修会等
- (3) その他教養推進上必要と認められるもの

第6 教養内容

教養の内容は、第7の規定による依頼を行う所属長と伝承官とが協議して決定するものとする。

第7 教養の依頼

所属長は、所属から伝承官に対して教養の依頼を行うときは、事前に教養課長に実施予定の教養の概要を通知した上で、当該所属において伝承官に直接連絡し、岡山県警察伝承官教養依頼書(様式第6号)により依頼するものとする。

第8 報告

所属長は、教養を実施したときは、当該教養の終了後、速やかに岡山県警察伝承官教養実施結果報告書（様式第7号）により、その結果を教養課長に報告するものとする。

第9 謝礼金

伝承官には、謝礼金を交付することができる。

第10 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
岡山県警察伝承官推薦書	警務部教養課	3年
岡山県警察伝承官名簿	警務部教養課	長期
岡山県警察伝承官解嘱上申書	警務部教養課	3年
岡山県警察伝承官教養実施結果報告書	警務部教養課	3年